

アメリカ刑事法の調査研究 (156)

米 国 刑 事 法 研 究 会
(代表 堤 和 通)

McFadden v. United States, 576 U.S. ____ (2015)

堤 和 通*

規制類似薬物執行法で規制される薬物頒布の禁止について、犯罪成立の主観的要件である認識の内容が特定薬物の識別、又は規制薬物法の別表掲示の薬物若しくは別表掲示薬物として扱われる物質であるとの認識である、とされた事例。

《事実の概要》

ヴァージニア州シャーロットツヴィルの法執行官は、「バスソルト」頒布の疑いでビデオ店の調査を始めた。バスソルトは、コケイン、メタアンフェタミン、その他の規制薬物と類似の効果をj得るために用いられる多様な娯楽用薬物である。店のオーナー、McDanielは数か月にわたって本件申請人、McFaddenからバスソルトを購入していた。McFaddenは、「アルファ」、「ノー・スピード」、「スピード」、「アップ」、「ニュー・アップ」であるとして薬物を売り込み、多くの場合に、規制類似薬物執行法 (Controlled Substance Analogue Enforcement Act of 1986, 以下類似薬物執行法) の文言をパッケージのラベルに用いて、内容物は「人の身体に使用するた

* 所員・中央大学総合政策学部教授

めのものではない」との表示や、製品には「以下の化合物又は化合物類似のものは一切含まれていない」という表示をして規制薬物を列挙していた。McDaniel は、バスソルトを1グラム15ドルで購入し、30～70ドルで売却している。

捜査官がビデオ店から二度にわたってバスソルトを購入し、McDaniel にバスソルトの売却の事実を突きつけたところ、McDaniel は捜査への協力に同意し、McFadden からさらにバスソルトを購入することとなり、購入計画に従ってMcFadden が送り付けてきた薬物を化学分析したところ、MDPV、MDMC、4-MECとして知られる物質を含有することが判明した。これはいずれも、コケイン、メタアンフェタミン、並びにメトカチノンと類似の効果を中枢神経系に与えるものである。

連邦大陪審は、類似薬物執行法違反の頒布の罪（21 U.S.A. §841）などでMcFadden を起訴した。公判でMcFadden は、自己が頒布する薬物が同法で頒布を禁止されていることを知らなかったと主張している。同法違反の主観的要件に関する政府側の主張は、同法が規制する薬物について、被告人が認識のうえで意図的に頒布していることと、人の身体への使用を意図していることがその要件であるとするのに対し、McFadden は、被告人が頒布していた物質が、化学構造と中枢神経系への効果の点を含めて、類似薬物執行法が規制する薬物の特徴を備えていることを認識することが主観的要件であるとする。公判での陪審説示は、被告人が自己の頒布する物質が規制薬物法（Controlled Substance Act, 以下 CSA）の規制薬物と相当程度類似の効果を中枢神経系に与えることを認識し意図していることと、人の身体への使用を意図していることを主観的要件とするものであった。

陪審はMcFadden を有罪と評決し、McFadden は上訴を申し立てたが、第4巡回区 Court of Appeals は、巡回区の先例に従えば、被告人が犯罪事実に係る薬物が人の身体に使用されることを意図していることが要件であるとしたうえで、有罪判決を確認している。サーシオレイライ認容。

《判旨・法廷意見》

1 Thomas 裁判官執筆の法廷意見

破棄差戻し

(1) 類似薬物執行法は、類似薬物を規制薬物として扱うことを定める。規制薬物について定めるのは CSA である。CSA は、「規制薬物を認識又は意図して製造、頒布、若しくは処分し、又は、製造、頒布、若しくは処分を意図して所持すること」(21 U.S.C. §841(a)(1)) を禁止する。この規定の最も自然な読み方をすれば、認識はこの規定の動詞に係るだけではなく、動詞の目的語である「規制薬物 (a controlled substance)」にも係る。この目的語には不定冠詞が用いられているので、範囲が限定された何か特定のものを指すわけではない。CSA の定義規定では、規制薬物は「別表 I, II, III, IV, 又は V に含まれる薬物、若しくは他の物質、又はその前駆物」とされている。したがって、CSA (21 U.S.C. §841(a)(1)) は自己の扱う物質が同法の別表掲示のいずれかの物質 (some unspecified substance) であることを被告人が認識していることを主観的要件とする。

この要件は被告人が同法の別表掲示の物質を所持していることを認識していれば充足できる。この場合、被告人が自己の所持する特定の物質を識別していることを要しない。例えば、被告人が白い粉を顧客に頒布する役割を果たしている場合に、被告人が白い粉が別表掲示の物質であることを認識していれば、そのうちのどの物質に該当するのかを認識していなくても CSA 違反の主観的要件は充足する。

同様に、同法違反の主観的要件は、被告人が自己の所持する特定の物質を認識している場合にも充足する。例えば、被告人がヘロインを頒布していることを認識していれば、ヘロインが別表にあることを知らなくても、法の不知は抗弁にならないのが原則であるので、規制薬物の頒布の罪で罪責を負うこととなろう。

類似薬物執行法は CSA のこの枠組みを類似薬物に広げている。同法は、CSA の別表 I 又は II の規制薬物と相当程度類似の化学構造を備える物質 (21 U.S.C. §802(32)(A)(i)), CSA の別表 I 又は II の規制薬物と相当程度類

似の又はそれを上回る覚醒、抑うつ、又は幻覚の効果を中枢神経系に与える物質（ii）、又は特定の個人がCSAの別表I又はIIと相当程度類似の又はそれを上回る覚醒、抑うつ、又は幻覚の効果を中枢神経に与えるものとして表示し又は使用を意図している物質（iii）を類似薬物とし、これが人の身体への使用を意図している場合にはCSAの別表Iの規制薬物として扱うべきことを定める（§813）。

本件では、類似薬物が規制薬物として扱われる場合に、CSAが定める規制薬物の製造、頒布、若しくは処分、又は製造、頒布、若しくは処分を意図した所持の認識に必要な主観的要件をどのように適用するかが問われている。この問いへの回答はCSAの罰則規定（§841(a)(1)）が自己の扱う薬物が規制薬物であることを被告人が認識していることを要件としていること、そして、類似薬物執行法がこの規定に変更を加えていないことに求められる。このような法の定めに従えば、類似薬物法に基づく訴追の場合でも、政府側は、被告人が規制薬物を扱っていることについて認識があったことを証明しなければならない。

この認識があったことは二つの方法で証明できる。一つには、被告人がいずれかの規制薬物を扱っているという認識があったことを証明するという方法がある。この認識は、CSAの別表中の規制薬物であるという認識、あるいは類似薬物執行法によりCSAの別表中の規制薬物として扱われるという認識であり、この認識には、被告人が扱う特定の物質についての識別は不要である。もう一つには、被告人が自己の扱う具体的な類似薬物を認識していることを証明する方法がある。その場合には、自己の扱う物質が類似薬物執行法によりCSAの別表中の規制薬物として扱われることを被告人が認識している必要はない。類似薬物執行法は規制薬物として扱われる類似薬物を定義づけており、この定義規定が定める要件を充足する特徴を自己の扱う物質が備えていることを被告人が認識していれば、被告人はその行為が違法となるのに必要なすべての事実を認識している。自己の所持する物質がヘロインであることを被告人が認識している場合に、その行為が違法となるのに必要なすべての事実を認識しているのと同様であ

る。

(2) 本件 Court of Appeals は、類似薬物執行法違反の主観的要件は人の身体への使用を意図することのみであるとするが、この解釈は CSA の罰則規定と類似薬物執行法の文言と構造に合致しない。

政府側は、CSA の罰則規定が定める認識の要件が類似薬物執行法違反の訴追で適用されることに同意するが、被告人が自己の扱う物質がいずれかの法令で禁止または規制されていることを認識していればその要件を充足すると論じる。しかし、CSA の罰則規定は、被告人が自己の扱う物質が規制薬物であることの認識を要件としており、規制薬物であるためには、CSA の別表中にあるか、又は規制類似薬物執行法で CSA の別表中の薬物として扱われていなければならないのであって、いずれかの法令で禁止または規制されているというのでは広すぎる。

McFadden は、被告人が自己の扱う物質が類似薬物執行法により規制薬物として扱われるための特徴を認識している場合に限って主観的要件である認識が成立すると論じる。McFadden が依拠する *Staples* (*Staples v. United States*, 511 U.S. 600 (1994)) では、全米銃火器登録移転記録で自己に登録していない火器の受領又は所持を禁止する連邦法違反に問われた事案で、法廷意見は、被告人が所持する銃 (AR-15) が連邦法の規制対象となる特徴を備えていることを認識していることが要件であると判示している。しかし、*Staples* で問われた連邦法が銃身の長さや自動発射の能力等の物理的特徴で規制対象の火器を定義づけているのとは異なり、CSA が要件とする被告人の認識は自己の扱う物質が規制薬物であるという認識である。この認識はすでに検討したように、二つの方法で成立する。

McFadden はまた、自身の法解釈によらなければ、CSA の規定は漠然性のために違憲となるので、合憲限定解釈の準則にしたがって自身のように認識要件を解すべきであるという。しかし、この準則は規定が等しく支持できる二義の解釈ができる場合にはじめて適用されるものであるのに対し、CSA の規定についてこのような二義の解釈はできない。

(3) 本件陪審説示では類似薬物執行法上の主観的要件についての十分な

説明がされていない。本件のような陪審説示の誤りが判決破棄の理由になるか否かはハームレス・エラーの法理で決まる。この点は先ず Court of Appeals が判断すべきである。原判断を破棄差し戻す。

2 Roberts 首席裁判官の一部補足の結論賛成意見

被告人が CSA 別表の薬物又は別表のものと扱われる物質を扱っている場合に、被告人がその物質を識別しているときに主観的要件が充足するとする点を除き、法廷意見に加わる。「認識して」という文言は動詞と動詞の目的語に係るので、被告人には自己が扱う物質が規制されているという認識が要るはずである。ヘロインのようなよく知られている薬物については、被告人が特定の薬物であることを認識していれば、薬物規制に関する認識が被告人にあったという強度の証拠になるであろうが、そうでない薬物も存在する。

法廷意見は法の不知が抗弁にならないことを理由に、別表中の又は別表のものとして扱われる特定の薬物を識別していれば規制されていることの認識は不要であるというが、法の不知が抗弁にならないのは原則であって、犯罪の定義に「法令上の要素 (legal element)」が含まれる場合はその例外として扱われる。*Liparota* (*Liparota v. United States*, 471 U.S. 419 (1985)) で盗品收受罪について、財物が盗品であることの認識がないことが抗弁となるとされたのと同様に、自己の扱う物質が規制されていることの認識を欠くことは抗弁として成立する。

《解説》

1 本件は、バスソルトと称される娯楽用薬物の頒布行為が、CSA を基本にして同法別表中の薬物と類似の化学構造を備えるか又は類似の効果を生む物質の取引を禁止する類似薬物法違反の罪に問われた事案である。被告人が扱うバスソルトが娯楽用薬物であり、CSA の別表中の薬物と類似の効果を中枢神経系に与えるものであったが、本件では、類似薬物執行法違反の罪の成立に必要な *mens rea* が認められるかが争われている。米国では、1970年に CSA が制定され、薬物を市場から途絶する際には、薬

物取締局 (Drug Enforcement Administration, DEA) がその物質を CSA の規制薬物として定めるものとされた¹⁾ CSA 違反の罪では、被告人が規制薬物として列挙されている一つ以上の薬物を認識又は意図して所持又は頒布していることを政府側が証明することを要するために、列挙された規制薬物と類似の新しい物質が開発されれば、それがすでに列挙されている規制薬物と同一でなければ、CSA の刑事規制から免れることとなっていた。本件被告人がその下で罪責を問われた類似薬物執行法は、CSA で規制薬物として列挙された薬物に類似する物質の取り扱いに刑事規制を及ぼすものであった。

このような経緯で定められた類似薬物執行法は、CSA 上の別表 I 又は II 中の規制薬物と化学構造が相当程度類似している物質、同規制薬物と相当程度類似の又はそれを上回る覚醒、抑うつ、又は幻覚の効果を中枢神経に与える物質、特定の個人が CSA 上の別表 I 又は II と相当程度類似の又はそれを上回る覚醒、抑うつ、又は幻覚の効果を中枢神経に与えるものとして表示し又は使用を意図している物質を類似薬物とし、これが人の身体への使用を意図している場合には CSA の別表 I の規制薬物として扱うべきことを定める (§813)。類似薬物は規制薬物として扱われる場合に、規制薬物を「認識又は意図して、製造し、頒布・販売し、又は調合する」ことを禁止する (21USC841)。

1) 21 U.S.C. §821; 28 C.F.R. §0.100 参照。21 U.S.C. §802(6) は規制薬物を定義づける。§812(c) は I～V の物質名を具体的に列挙し、§811の規定に基づいて定められる場合にはそれに従う、旨を定める。§811(a) は司法長官が政令で I～V に列挙されていない物質を新たに加え又はすでに列挙されている物質を除くと定め、連邦規則 (21 CFR 1300.01(b); 28 CFR 0.100) が司法長官のこの権限を麻薬取締局長に授権している。類似薬物執行法が参照する I では、乱用の危険性が高いこと、医療用に用いられていないこと、並びに、医療上の監督下で使用した場合の安全性の保証がないことが、II では、乱用の危険性が高いこと、医療用の使用に厳格な制限が付されていること、乱用された場合に重い依存に至る虞があることが、それぞれ列挙の要件となっている。21 U.S.C. §812(b)。

本件では、被告人が扱っていたバスソルトがCSAの別表中の規制薬物と同様の効果を持ち、人の身体への使用を意図したものであるので、規制薬物として扱われる点に争いはなく、争点は類似薬物執行法違反の主観的要件であった。本件法廷意見は、主として文理解釈による理由づけから結論を導いている。法廷意見が着目するのは、文法上、副詞は動詞に係るだけでなく動詞の目的語にも係ることと、不定冠詞が指し示す範囲を特定、限定しないことである²⁾。前者により、「認識して (knowingly)」は動詞の「製造し、頒布・販売し、処分し、又は所持する」だけではなくて、動詞の目的語である「規制薬物」にも係るため、規制薬物に関する認識を要する、という結論が導かれ、後者より、規制薬物に関する認識は特定限定の薬物であるという認識ではなくて規制されているいずれかの薬物であるという認識で足りる、という結論が導かれる。この文理解釈に加え、法廷意見が理由づけに挙げるのは法の不知に関する法原則である。法の不知は、行為の違法性の認識を欠くことを指す英米法上の概念であり、これは犯罪の成立を阻却する抗弁ではない、というのが基本的な原則である³⁾。法廷意見は、ここから、第一に、いずれかの規制薬物であるという認識がある場合と、第二に、自己が扱う特定の薬物を識別している場合には、主観的要件が充足する、という結論を導く。法の不知に関する法原則は、第二の場合に、自身が識別している特定の薬物がCSAの別表にあるという認識を被告人が欠くときに依然として要件が充足するという結論を導く根

2) CSAが製造等の目的語に不定冠詞を用いているのは、構成要件ごとに犯罪類型を明確に示す日本の刑法体系には奇異に映るかもしれない。しかし、覚せい剤を取り締まる現行法制上の主観的要件について、最高裁判所は「覚せい剤を含む身体に有害で違法な薬物類である」という認識がある場合について、「覚せい剤かもしれないし、その他の身体に有害で違法な薬物かもしれない」との認識で充足する、としている。最2決平成2年2月9日（判時1341号157頁、判タ722号234頁）参照。

3) 法の不知については、拙稿「公正原理による法定犯の理論構成—米国の裁判例から—」8-12頁、川端博・樫橋隆幸・甲斐克則編『立石二六先生古稀祝賀論文集』（2010年、成文堂）参照。

拠となっている。本件法廷意見は、CSA の mens rea (主観的要件) についてこのように解釈し、類似薬物執行法の処罰規定が CSA の主観的要件に変更を加えていないことを理由に、同法の主観的要件が CSA と同様に、ふたつの態様で要件が充足するものとして理解する。第一には、自己の扱う物質がいずれかの類似薬物であることを認識している場合と、第二に、自己の扱う類似薬物を識別している場合には、主観的要件が存在するとし、後者の場合に、法の不知が抗弁とならないことから、類似薬物であることを認識していることは要件でない、と結論づける。

補足意見は第二の場合に主観的要件が存在する点で法廷意見に加わっていない。補足意見は Liparota の註 9 の理由づけを根拠として挙げる。Liparota は、サンドウィッチ店のオーナーである被告人が、食糧切符の取り扱いについて米国政府の許可を受けていないのにアンダーカバーの調査協力者から食糧切符を買い受けたとして、連邦法 (7 U.S.C. 2024(b) (1) 違反⁴⁾で起訴された事案で、同法が、連邦法に違反して食糧切符を獲得、所持することを禁止しているところ、獲得、所持が連邦法違反であることを被告人が認識していない場合に法の不知の抗弁が例外的に成立するか否かが問われた。本件補足意見が指摘するように、Liparota の法廷意見は被告人に連邦法違反の認識があることを証明する責任を政府側が負うという結論を導く中で、法の不知を抗弁としない一般原則に反するとの反対意見に依って、これが一般原則に反しないのは、盗品等收受罪の場合に盗品等であることの認識を要することが一般原則に反しないのと同様である、とする註を付している⁵⁾。

4) 食糧切符は社会保障の基準で給付され、一般的に小売店での食料購入に充てるものとされている。食料店は、食糧切符を取り扱う許可を受けている場合には、法定の基準に従って食料提供の対価として受領することを許される。Liparota, 471 U.S. 419, 420, note 2. 食糧切符は受給資格があり給付を受けた世帯が、取り扱い許可を受けた小売店から小売店で支配的な価格で食料を買い受ける場合に使用が許される。Liparota, 471 U.S. 419, 426 (citing 7 U.S.C. §2016(b)).

5) Liparota が註 9 の理由づけにどの程度の比重を置いているのかは議論の余地がある。前掲注3) 拙稿参照。

2 本件は最高裁判所による差戻しを受け、第4巡回区 Court of Appeals は、McFadden がバスソルトについてその効果と化学構造について話した電話会話がある前と、電話会話があった以降に時期を分けて、電話会話以前の犯罪事実については公判裁判所に差戻し、以降のものは有罪判決を確認している⁶⁾。本件のように陪審説示に犯罪成立要件を挙げていない誤りがある場合には、その要件事実が公判で許容された証拠で議論の余地なく証明されているか否かで判決に影響を与えるか否か（ハームレスか否か）が決まるとされ、本件の場合には、販売の態様や販売開始の経緯などから、McFadden の認識が議論の余地なく推論できるとまではいえないとし、その範囲では陪審説示の誤りは判決に影響を与えるものであり、他方、McFadden の電話会話があった後については、McFadden の認識を十分推論でき判決に影響を与えない、というのが Court of Appeals の判断である。このうち、販売の態様というのは、本件法廷意見が描くように、パッケージのラベルに類似薬物執行法の文言を用い、また、同法で類似薬物としての取り扱いを免れる、人体への使用を用途としないという表示があったことを指し、また、販売開始の経緯とは、McFadden が、スタテン島で「アロマセラピー」製品が公然と販売されている様子を見て、その後自身での販売を開始していることを指す。前者は、認識を肯定し、後者は否定する事情といえるであろう。

3 規制薬物の取締りでは、規制が後手に回り、規制すべき物質に規制を加える場合に、最初の出現、流通に後れを取るといった問題が生じる。類似薬物執行法は CSA とは異なる法規制の手法でこの問題に 대응しようとしている。CSA では、同法が定める別表 I～IV 列挙の要件を充足するものとして、司法長官（注 1 に示すように、司法長官の権限を授けられた麻薬取締局長）が指定することで規制対象となるが、類似薬物執行法は別表 I 又は II に類似していることを、人体への使用という目的と併せ、規制の要件とする。このように、類似薬物執行法上は、規制対象の物質を明示的に

6) United States v. *McFadden*, decided on May 19, 2016 (4th Cir.).

特定するということがない。CSAのような規制手法は、ルール方式の規制といわれ、規制の有無は明示的に特定する規制内容を三段論法の大前提とする論理演繹で決まるのに対し、類似薬物執行法は、スタンダード方式の規制といわれ、被告人が取り扱う物質が規制対象として明示的に特定されるのは、刑事訴追で裁判所の認定を受ける段階である⁷⁾。ルール方式の規制は刑事訴追前に規制物質が特定されるのに対し、スタンダード方式の場合には刑事訴追での裁判所の認定を待たなければならない。

ルール方式とスタンダード方式については、規制対象の確認と認定に係る運営費用、規制薬物の違法な取り扱いに対する抑止効、規制対象に関する公正な告知、という観点で長短の比較がなされる。この点では、CSAと規制手法を異にする類似薬物執行法上の主観的要件について、CSAの主観的要件の解釈を導くときのものと同様の理由づけから解釈していることに着目できる。ルール方式では、被告人が規制薬物を識別している場合に相対的に公正告知の要求により応え、その限度で、CSAが相対的に優れているとはいえ、他方、同時に、CSAには（類似薬物執行法と同様に）被告人が識別していない場合にも「いずれかの規制薬物」であるという認識があるときには主観的要件の要件が充足する。スタンダード方式による類似薬物執行法では、被告人の識別があったとされる場合には物質の特定が刑事訴追での裁判所の認定を待つ点で告知が「事後」になるとはいえ、他方で、被告人の識別がない場合にはCSAに比較した優劣はない。

4 近時、米国の最高裁判所は主観的要件に関する事例を積み重ねてい

7) See, Gregory Kau, Flashback to the Federal Analog Act of 1986: Mixing the Rules and Standards in the Cauldron, 156 Penn. L. R. 1077 (2008). <https://www.pennlawreview.com/print/old/Kau.pdf> 日本で採られる指定薬物制度はCSAと同様の手法である。医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法、旧薬事法）2条15項参照。「指定薬物」とは、「中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物」として、「厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。」と定める。

る。米国法での主観的要件の解釈では、罰則規定が過剰な刑事規制に至らないように、立法趣旨、立法目的に沿って処罰範囲が画されるようにその内容が盛り込まれてきている⁸⁾。そのような中で、本件は法執行の実効性確保が問われる薬物規制についてこれに刑事規制を加えるときの主観的要件が争点となっている点で注目できる。薬物規制についてはかつて「薬物との戦い（War on Drug）」のスローガンの下、刑事司法の一般原則を緩やかに解し、法執行の効率性に融通を図る例外的な扱いがされることに批判が加えられてきた。本件は、主観的要件として認識を要するという立法の下、罰則規定の文理と法の不知に関する刑事法の一般原則からその解釈を導いている。刑事規制を加えるうえでの主観的要件の中核的な位置、立法府の選択の尊重、法の不知に関する原則の引用、といった刑事司法の基本枠組みの維持を明示的に示している点に本件の意義があるといえよう。

8) See, Paul Larkin, Jordan Richardson and John-Michael Seibler, The Supreme Court on Mens Rea: 2008–2015, The Heritage Foundation, January 14, 2016, <https://www.heritage.org/courts/report/the-supreme-court-mens-rea-2008-2015>. 拙稿「Rosemond v. United States, 572 U.S. ____ (2014)」(アメリカ刑事法の調査研究 (141) 代表 椎橋隆幸) 比較法雑誌48巻3号353頁(2014年) 参照。